

令和 6 年 5 月 30 日開催

調停委員協議会机上配布資料目録

- 1 調停委員協議会日程
- 2 令和 6 年度調停委員協議会協議員等名簿
- 3 令和 6 年度調停委員協議会協議問題
- 4 民事局長説明
- 5 家庭局長説明
- 6 令和 5 年度調停事件統計資料
- 7 家事調停手続におけるウェブ会議の実施件数（各月版）

調停委員協議会日程

時刻	項目
10:20	開会告知 事務総長挨拶
10:25	協議（民事及び家事調停関係）
11:	協議事項1 調停における調停運営改善の取組の更なる推進のために、調停委員が果たすべき役割、その役割を果たすために必要な職種間連携
12:00	休憩
13:	
13:10	協議（民事及び家事調停関係）
14:	協議事項2(1) ウェブ会議の実施状況、調停委員としての感想、当事者の受け止め、ウェブ会議を利用する際の工夫例や留意点等
14:15	休憩
14:	
14:35	協議（民事及び家事調停関係）
15:	協議事項2(2) ウェブ会議の効果的な活用場面及び活用方法、ウェブ会議を利用した調停におけるコミュニケーション上の工夫例等
16:00	閉会告知

令和 6 年度調停委員協議会協議員等名簿

1 協議員

東京地方裁判所	民事調停委員	石井 妙子
東京家庭裁判所	家事調停委員	家室 茂雄
横浜地方裁判所	民事調停委員	安達 信
横浜家庭裁判所	家事調停委員	寺内 千史
さいたま地方裁判所	民事調停委員	黒崎 隆彦
さいたま家庭裁判所	家事調停委員	牧野 丘
千葉地方裁判所	民事調停委員	池田 裕之
千葉家庭裁判所	家事調停委員	星野 高
水戸地方裁判所	民事調停委員	塙 俊夫
水戸家庭裁判所	家事調停委員	山口 恭弘
宇都宮家庭裁判所	家事調停委員	平野 浩視
前橋地方裁判所	民事調停委員	新藤 正敏
静岡地方裁判所	民事調停委員	森本 耕太郎
静岡家庭裁判所	家事調停委員	南條 潤
甲府地方裁判所	民事調停委員	野田 岳志
甲府家庭裁判所	家事調停委員	田中 正志
長野地方裁判所	民事調停委員	高橋 聖明
長野家庭裁判所	家事調停委員	木下 伸二
新潟地方裁判所	民事調停委員	岩渕 浩
新潟家庭裁判所	家事調停委員	田村 明子
大阪地方裁判所	民事調停委員	山下 郁夫
大阪家庭裁判所	家事調停委員	牛島 幸子
京都地方裁判所	民事調停委員	西脇 則之

京都家庭裁判所	家事調停委員	樋口文和
神戸地方裁判所	民事調停委員	阿部善信
神戸家庭裁判所	家事調停委員	亘賢子
奈良地方裁判所	民事調停委員	御前悦子
大津地方裁判所	民事調停委員	辻倉優里巳
大津家庭裁判所	家事調停委員	加藤晴人
和歌山地方裁判所	民事調停委員	川端敏弘
和歌山家庭裁判所	家事調停委員	波床昌則
名古屋地方裁判所	民事調停委員	小池公一
名古屋家庭裁判所	家事調停委員	竹内裕詞
津地方裁判所	民事調停委員	吉田望実
津家庭裁判所	家事調停委員	村瀬勝彦
岐阜地方裁判所	民事調停委員	寺本和佳子
岐阜家庭裁判所	家事調停委員	栗山知
福井地方裁判所	民事調停委員	海道宏実
金沢地方裁判所	民事調停委員	小國敏行
金沢家庭裁判所	家事調停委員	吉村和正
富山地方裁判所	民事調停委員	青島明生
広島地方裁判所	民事調停委員	井上道
広島家庭裁判所	家事調停委員	鵜野一郎
山口地方裁判所	民事調停委員	佐伯奉文
山口家庭裁判所	家事調停委員	中山修身
岡山地方裁判所	民事調停委員	杉本秀介
岡山家庭裁判所	家事調停委員	奥田哲也
鳥取地方裁判所	民事調停委員	名島ゆかり
鳥取家庭裁判所	家事調停委員	佐竹三穂里

松江地方裁判所	民事調停委員	熱田 雅夫
福岡地方裁判所	民事調停委員	永松 健幹
福岡家庭裁判所	家事調停委員	酒匂 一郎
佐賀地方裁判所	民事調停委員	香月 敬子
佐賀家庭裁判所	家事調停委員	古澤 貞善
長崎地方裁判所	民事調停委員	内田 美雪
長崎家庭裁判所	家事調停委員	赤田 優美
大分地方裁判所	民事調停委員	高屋 博文
大分家庭裁判所	家事調停委員	疋田 尚子
熊本地方裁判所	民事調停委員	山長 浩徳
熊本家庭裁判所	家事調停委員	津田 利信
鹿児島地方裁判所	民事調停委員	児玉 直巳
宮崎地方裁判所	民事調停委員	小川 真弓
宮崎家庭裁判所	家事調停委員	林 美佐子
那覇地方裁判所	民事調停委員	島袋 秀勝
那覇家庭裁判所	家事調停委員	新城 正
仙台地方裁判所	民事調停委員	苅谷 聰
仙台家庭裁判所	家事調停委員	大官司 美和子
福島地方裁判所	民事調停委員	根本 弓月
福島家庭裁判所	家事調停委員	長岐 博
山形地方裁判所	民事調停委員	安孫子 俊彦
盛岡地方裁判所	民事調停委員	杣沢 正彦
盛岡家庭裁判所	家事調停委員	藤澤 みどり
秋田地方裁判所	民事調停委員	櫻庭 徹
秋田家庭裁判所	家事調停委員	小笠原 佳子
青森家庭裁判所	家事調停委員	石井 真一

札幌地方裁判所	民事調停委員	中村憲昭
札幌家庭裁判所	家事調停委員	源波幹文
函館地方裁判所	民事調停委員	藤澤晴枝
函館家庭裁判所	家事調停委員	木宮由美子
旭川地方裁判所	民事調停委員	村上博樹
旭川家庭裁判所	家事調停委員	小門睦子
釧路地方裁判所	民事調停委員	河村龍三
釧路家庭裁判所	家事調停委員	得地哉
高松地方裁判所	民事調停委員	森涉
高松家庭裁判所	家事調停委員	小脇一幸
徳島地方裁判所	民事調停委員	近藤康文
徳島家庭裁判所	家事調停委員	宮本世志美
高知地方裁判所	民事調停委員	小泉武嗣
松山地方裁判所	民事調停委員	馬場ゆかり
松山家庭裁判所	家事調停委員	中岡正之

2 最高裁判所係官

最高裁判所事務総長	堀田眞哉
最高裁判所事務総局民事局長	福田千恵子
最高裁判所事務総局家庭局長	馬渡直史
最高裁判所事務総局民事局第二課長	松原経正
最高裁判所事務総局家庭局第二課長	向井宣人

3 参列員（裁判所）

東京簡易裁判所判事	小野里準一
東京家庭裁判所部総括判事	神野泰一

東京家庭裁判所家事首席書記官 椿 礼 和
大阪簡易裁判所主任書記官 砂原 有香里
大阪家庭裁判所次席家庭裁判所調査官 猪股 正光

4 参列員（日本調停協会連合会）

日本調停協会連合会理事長 大澤 英雄
日本調停協会連合会副理事長 金井 克仁
日本調停協会連合会副理事長 吉岡 大介

【機密性 2】

令和 6 年度調停委員協議会協議問題

第 1 調停運営改善の取組の更なる推進と調停委員の役割・職種間連携

(協議事項 1)

1 協議問題

- (1) 家事調停における調停運営改善の取組の更なる推進のために、調停委員が果たすべき役割、その役割を果たすために必要な職種間連携
- ア 家事調停において調停委員が果たすべき役割
 - イ 各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組を踏まえ、調停委員がその役割を十分に果たすに当たってのあい路、課題等
 - ウ 上記イを踏まえ、調停委員がその役割を果たすために必要な方策、職種間連携の在り方等
- (2) 民事調停における調停運営改善の取組の更なる推進のために、調停委員が果たすべき役割、その役割を果たすために必要な職種間連携
- ア 目指すべきメリハリのある調停運営の具体的な在り方
 - イ 各庁において検討・実践している調停運営改善の取組の効果及び課題についての調停委員の受け止め、課題を克服するための方策
 - ウ 上記イを踏まえ、目指すべきメリハリのある調停運営を実現する上での調停委員の役割及びその役割を果たすために必要な研修・職種間連携の在り方等

2 協議時間

95 分を目安とする。

3 出題理由

- (1) 家事調停における調停運営の在り方

これまで各家庭裁判所において検討・実践されてきた調停運営改善の取組は、各庁において一定程度定着してきているが、更なる課題も見えてきてい

る。令和5年度の調停委員協議会では、各家庭裁判所における実践の状況や各協議員の効果の実感、更なる課題・改善策、取組を息長く継続していくために、各庁において中長期的にP D C Aサイクルを回していくに当たり調停委員が果たすべき役割について、協議を行った。今後は、これまでの取組を継続していく中で更なる課題に対処するため、調停委員を含む関係職種の適時適切な関与・連携の在り方を、調停手続において各職種が果たすべき役割は何かという視点も踏まえて見つめ直し、各家庭裁判所における取組を一層深化させていくことが必要になる。

このような観点から、現在、各家庭裁判所において、調停委員を含む関係職種の適時適切な調停関与の在り方や相互の連携協働の在り方、当事者・代理人にその役割を適切に果たしてもらうための方策等について、自庁における課題の抽出・分析や意見交換が行われているものと思われる。

また、調停運営改善の取組を更に進める中での課題の一つとして、家事調停事件の審理期間の全国的な長期化傾向が続いている。調停の審理期間は、期日回数と期日間隔に分解できるところ、特に期日間隔が長期化している。期日間隔の長期化は、当事者間の話し合いの機運の維持・向上といった紛争解決機能の観点や、調停に対する国民の信頼という観点から、問題であるといえる。現在、いくつかの家庭裁判所において、期日回数のみならず、期日間隔にも着目した調停運営改善の取組が進められており、今後、他の家庭裁判所においても、期日間隔に着目した取組の検討・実践が進められると思われる。続行期日については、調停委員が主体的に期日調整をしていることから、適切な期日間隔の維持のために調停委員が果たす役割は非常に大きいといえる。

そこで、本協議会では、各庁における調停運営改善の取組の現状を踏まえ、審理期間・期日間隔の適正化の点も含めて、調停手続において調停委員の果たすべき役割等を改めて協議していただくとともに、それを実現する上での

あい路や課題、その克服に向けた方策や職種間連携の在り方についても協議していただきたい。

(2) 民事調停における調停運営の在り方

民事調停には、争点が多岐にわたる、事案により専門的知見に基づいた解決を求められるケースが想定される等の特質があり、また、インターネット等により情報を取得して調停に臨む当事者の増加等により、当事者の説得等に困難をきたす事件が増えているという現状がある。

このような中、昨年度の調停委員協議会及び調停運営協議会では、家事調停における議論も参考として、上記のような民事調停の特質や現状を踏まえたメリハリのある調停運営の在り方について協議を行った。現在、各庁において、同協議結果も踏まえ、調停運営改善の取組について検討・実践が進められており、メリハリのある調停運営の重要性が改めて確認されると共に、実際に取組の効果を得られている府もあると承知している。

他方で、特に期日や評議の目的の明確化といった観点からの取組内容の充実や、当事者のニーズをいかに把握するか、民事調停において事案に応じて必要とされる専門性を各取組の中でいかに活かすかといった点について問題提起もなされるなど、検討・実践を通じて課題やあい路も認識されている。

また、事件数が減少する中で調停の実地経験を積む機会も減少しており、研修の重要性が高まっているところ、取組を進めるためには、研修の充実も図る必要がある。

そこで、本協議会では、まず、各庁の調停運営改善の取組におけるこれまでの工夫や得られた効果及び見出された課題の概要を共有した上で、率直な意見交換をしていただきたい。その上で、今後、調停運営改善の取組を更に推し進め、民事調停の特質や現状を踏まえたメリハリのある調停運営を実現していくという観点から、目指すべき調停運営の具体的な在り方並びにそれを実現する上で各庁において調停委員各人の果たすべき役割及びその役割を

果たすために必要な方策（職種間連携及び研修方法を含む。）について、意見交換をしていただきたい。

第2 調停手続におけるウェブ会議の運用の定着及び効果的な活用に向けて、調停委員が果たすべき役割（協議事項2）

1 協議問題

- (1) ウェブ会議の実施状況、調停委員としての感想、当事者の受け止め、ウェブ会議を利用する際の工夫例や留意点等
- (2) ウェブ会議の効果的な活用場面及び活用方法、ウェブ会議を利用した調停におけるコミュニケーション上の工夫例等

2 協議時間

130分を目安とする。

3 出題理由

家事調停手続については、全国の家庭裁判所本庁においてウェブ会議の運用が開始されており、全国の支部・出張所においても令和6年5月7日から7月31日までの間に運用が開始される予定である。

令和5年度の調停委員協議会では、ウェブ会議による調停を経験した調停委員から、ウェブ会議を利用した感想、当事者の受け止め、ウェブ会議を利用する際の工夫例や留意点等が紹介され、併せて、効果的な活用方法についての意見交換が行われた。その後の各種協議会及び研究会においても、調停運営改善の取組の趣旨や目的を達成するための一つの手段として、同取組の議論と共に、ウェブ会議の効果的な活用場面・活用方法等についての議論が行われてきた。こうした議論や令和3年12月以来の先行導入府における運用の積み重ねにより、家事調停におけるウェブ会議の効果的な活用方法については、一定の共通認識が形成されつつあるといえる。家事調停手続におけるウェブ会議の運用を全国的に定着させるためには、令和5年度導入府である27府の調停委員も含めて、これまでに蓄積してきた知見を改めて共有

し、議論を深めることが有益である。

民事調停手続におけるウェブ会議について、簡易裁判所では Webex を利用した運用が、令和 6 年 5 月 7 日から 7 月 31 日までの間に開始することとなり、準備が進められている。また、地方裁判所においては Microsoft 365 を活用しての運用が可能となっている。

そこで、本協議会においても、前回に引き続き、実際にウェブ会議を経験した調停委員から、ウェブ会議を利用した感想、当事者の受け止め、ウェブ会議を利用する際の工夫例や留意点、ウェブ会議の効果的な活用場面や活用方法、ウェブ会議を利用した調停におけるコミュニケーション上の工夫例等についての意見交換をしていただき、全国でのウェブ会議を利用した調停の運用の定着につなげていきたい。

民事局長説明

1. 民事調停事件の概況について

全国の裁判所における民事調停事件の新受件数は、調停事件統計資料第1表のとおり近年概ね減少傾向にある中、令和5年は2万9612件となっている。事件処理の状況は、同資料第9表のとおりであり、調停成立率と調停に代わる決定の割合は年によって変動があるものの、これらを合計した実質的な紛争解決率は引き続き6割を超えており、また、同資料第10表のとおり、平均審理期間についても、安定した運用がされている。これらの結果は、本日御出席の皆様を中心とした調停委員の皆様の日頃の御尽力のたまものである。この場をお借りして改めて感謝申し上げる。

2. 民事調停の運営について

民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性や非公開性、手続費用の低廉性、法的観点の反映、傾聴と社会常識に基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有する手続である。民事調停が、これからも紛争解決手続として国民から選ばれ続けていくためには、これらの利点を活かすとともに、利用者のニーズ等を踏まえたメリハリある調停運営を行い、合理的な審理期間で、当事者にとって納得度の高い紛争解決を提供し、国民のニーズに応えていくことが引き続き求められている。また、本年5月7日から簡易裁判所の調停手続においてもウェブ会議の運用が順次開始されているところ、ウェブ会議を利用した調停手続は、対象とする事案や局面を適切に選択することで、利用者の利便性が更に向上了し、紛争解決に資する効果的で質の高い調停運営に繋がるものであり、全国的な運用の定着が望まれている。デジタル技術の向上や社会経済情勢の変化を反映して、複雑・困難な事件や専門性が求められる事件が増加している状況下において、調停の場で当事者の主張に耳を傾け事案の把握や争点を見極めて、調整を図る立場にある調停委員の方々に求められる役割は益々重要なものとなっている。

本日は、全国から、指導的な役割を果たしている調停委員の方々に御出席いただき、調停運営の在り方及びウェブ会議の活用について協議していただくこととした。本協議会においては、目指すべき調停運営の具体的な在り方を踏まえて、各庁の調停運営改善の取組におけるこれまでの工夫並びにその効果及び課題等について議論していただいた上で、目指すべき調停運営を実現するため調停委員の果たすべき役割及びその役割を果たすために必要な方策について認識を共有し、意見を交換していただく予定である。そして、目指すべき調停運営を実現するための一つのツールであるウェブ会議の効果的な活用の在り方等について、先行する家事調停における議論も参考にしながら、積極的に情報共有や意見交換をし、今後のウェブ会議の実施に向けた不安や疑問を解消する機会としていただきたい。本日の成果については、各高等裁判所でこの秋に実施が予定される調停運営協議会の機会なども利用し、各庁の調停委員の皆様へ還元をお願いしたいと考えている。

なお、調停制度が、利用者にとって身近な手続として、その発足以降我が国の紛争解決制度の一翼を担い、国民から高い信頼と評価を受けてきたのは、皆様を始めとする調停委員の方々が、一つ一つの事件において当事者の声に真摯に耳を傾け、紛争を解決することで調停制度の発展に尽力してこられたからこそである。今後も、調停制度が国民の期待に応え、更に発展していくよう、裁判所としても日々調停運営の在り方を見直し、これからも、国民の信頼を築いていけるよう改善に向けて力を尽くす所存であるので、皆様にも、引き続き、民事調停手続の適切な運営と更なる発展のため、御協力いただきたい。

家庭局長説明

1 家事調停事件の概況について

家事調停事件の新受件数は、調停事件統計資料第1表のとおり、令和3年までは13万件から14万件程度で推移している。令和4年は約12万3,000件と減少したが、令和5年は約12万6,000件と再び増加傾向にあり、国民の家事調停に対するニーズの高さを示しているといえる。

既済事件については、第16表によれば、令和5年の調停成立率は45.8パーセントと、50パーセントを下回っているが、他方で、第18表によれば、調停に代わる審判により終局した件数は、令和元年に比べ約1.7倍に増加している。調停に代わる審判がされた事件の9割近くが異議申立てなく確定していることからすれば、当事者間で実質的な合意には至っているものの、当事者の出頭の負担への配慮等も踏まえて調停に代わる審判を活用するなど、利用者の多様なニーズをきめ細やかに取り入れながら、事案に即した実質的な解決を図ろうとする調停運営の工夫が重ねられていることが見て取れる。また、第20表の平均審理期間についてみると、令和5年の既済事件の平均審理期間は、全調停事件で令和4年と同じく7.2ヶ月となっており、令和3年と比較して0.2ヶ月短縮した。こうした結果は、調停委員の皆様が、調停運営の在り方を見つめ直し改善していく取組について御協力、御尽力くださった結果と考えており、改めて感謝申し上げる。

もっとも、コロナ禍前を通じたより長期的な観点からすれば、長期化傾向は続いている、短縮化に向けた方策を検討し、実施する必要がある。とりわけ、調停の期日間隔が全国的に長期化していることは、深刻な問題であると考えている。調停の利用者、ひいては国民のニーズから乖離したものになっていないかという観点から現状を見つめ直し、対策を講

じていくことが求められている。

2 家事調停の運営について

調停委員の皆様におかれでは、当事者と誠実に向き合い、真摯に事件に取り組み、調停運営のための工夫を重ねてきていただいていると承知しております、調停運営改善の取組についても、積極的に参画いただいているところである。この取組は、調停運営の在り方を時代の変化等に合わせて不断に改善していくためのものであるから、その有効性を確認し、あるいは、更なる課題を発見してそれを克服するというプロセスを繰り返しながら、今後も息長く継続していくべきものと考えている。一昨年度に実施された効果検証の結果によれば、例えば、1回の調停時間の目安の設定及び午後2枠制（1日3枠制）の実施や、経済事案における調停期日の回数に目安を設ける取組によって、平均審理期間短縮等の効果がみられるなどしているところであり、昨年度は、各家裁において、関係職種の適時適切な関与の在り方や相互の連携協働の在り方、当事者及び手続代理人に期待すべき事柄等について意見交換がなされたところである。

また、家事調停手続においては、本年2月9日以降、全家裁本庁でウェブ会議の運用を開始しており、本年5月7日以降、全国の支部・出張所における運用も順次開始されている。ウェブ会議の導入は、社会のデジタル化が急速に進む中で、より合理的かつ充実した審理の実現を図り、家庭裁判所の紛争解決機能を強化することを目的の一つとするものであり、ウェブ会議という新たなツールを活用し、これまで行われてきた取組を更に進化・発展させる必要があり、そのためには、調停委員の皆様と課題や解決策について共有し、力を合わせてよりよい調停運営の方策について検討することが必要不可欠である。本協議会においては、上記の観点から、各協議問題について、調停委員の皆

様の率直な受け止めや御意見等を述べていただき、意見交換を行うことを通じて、これからのはるべき調停運営の姿について、皆様とともに考えてまいりたい。また、御参加いただいた皆様におかれても、本協議会での議論を、今後の調停運営の参考としていただくとともに、所属庁の調停委員に還元していただくなどして、各庁における運営改善の取組や実践に御協力いただきたい。

調停制度は令和4年10月に発足から100周年を迎えたが、この長きにわたり調停制度が国民の信頼を得て主要な紛争解決手続として存続してきたのは、調停運営のフロントラインに立つ調停委員の皆様が、利用者のニーズとは何かを常に考え、当事者にとって利用しやすい調停の実践のため力を尽くしてこられた結果である。

今後も、社会や国民の生活は変化を続け、利用者のニーズもさらに様々に変化していくものと思われるが、常に利用者のニーズを的確に捉え、納得性の高いサービスを提供し続けるためには、日々、当事者と対面し、その思いに真摯に向き合っておられる調停委員の皆様と忌憚なく意見交換をしながら、さらに高みを目指して運営改善のための検討と実践を進めていくことが必要不可欠である。本協議会においては、この検討・実践の更なる推進のため、様々なお立場から御意見をいただき、是非とも積極的な御議論をいただきたい。

最後に、離婚後共同親権制度の導入等を含む民法等の一部を改正する法律が成立し、2年以内には施行されることとなった。改正法は、離婚後の家族や家庭の在り方を大きく変える可能性があり、家事調停の進め方に少なからぬ変容を迫ることとなると考えている。改正法の下では、何よりも、改正法の内容や趣旨をしっかりと踏まえた家事調停の運営をしていくことが重要であり、今後、施行に向けて、そのためには必要な準備を進めていくことになる。調停委員の皆さんにも、研

修等の機会を通じて改正法の趣旨について十分に理解いただくなどして、改正法施行後においても国民のニーズに応えることができる調停運営を実現するために、引き続き御協力をいただきたい。

1 全調停事件関係

第1表 調停新受事件数

区分年	調停新受総件数	民事調停新受件数	家事調停新受件数
平成26年	181,102	43,862	137,240
平成27年	181,641	40,760	140,881
平成28年	179,912	39,191	140,721
平成29年	175,291	35,939	139,352
平成30年	169,849	34,019	135,830
令和元年	169,352	32,919	136,433
令和2年	161,742	30,723	131,019
令和3年	164,547	31,870	132,677
令和4年	157,957	34,073	123,884
令和5年	155,966	29,612	126,354

第2表 調停既済事件数

区分年	調停既済総件数	民事調停既済件数	家事調停既済件数
平成26年	181,683	44,393	137,290
平成27年	177,921	40,263	137,658
平成28年	178,418	39,635	138,783
平成29年	173,259	35,988	137,271
平成30年	168,240	34,112	134,128
令和元年	163,348	32,758	130,590
令和2年	155,158	30,730	124,428
令和3年	172,415	33,105	139,310
令和4年	160,010	34,461	125,549
令和5年	154,708	30,211	124,497

第3表 全国裁判所調停事件数一事件の種類別(令和5年)

種 別	新 受	既 濟	未 濟
総 数	155,966	154,708	78,607
民事 事 調 停 総 数	29,612	30,211	7,848
民事 事 一 般 調 停	18,522	18,884	4,028
商事 事 調 停	3,577	3,547	1,225
宅地 建物 調 停	4,109	4,190	1,660
(地代借賃増減)	1,517	1,573	696
農事 調 停	107	104	41
鉱害 調 停	0	0	0
交通 調 停	1,227	1,308	447
公害 等 調 停	39	48	10
特定 調 停	2,031	2,130	437
家事 調 停 総 数	126,354	124,497	70,759
別表 第二 調 停	79,220	77,666	47,000
一般 調 停	44,470	44,079	22,850
合意に相当する審判	2,495	2,587	895

(注) 地代借賃増減調停事件、特定調停事件、別表第二調停事件、
 (家事)一般調停事件、及び合意に相当する審判事件以外の
 事件数は、高裁の事件数を含むものである。

2 民事調停事件関係

以下、各表の上部に記載している(高)は高等裁判所を、(地)は地方裁判所を、(簡)は簡易裁判所を指す。

第4表 民事調停新受事件数

(高・地・簡)

年	件数 新受件数	指數
平成26年	43,862	100.0
平成27年	40,760	92.9
平成28年	39,191	89.4
平成29年	35,939	81.9
平成30年	34,019	77.6
令和元年	32,919	75.1
令和2年	30,723	70.0
令和3年	31,870	72.7
令和4年	34,073	77.7
令和5年	29,612	67.5

(注) 指数は、平成26年の調停新受件数に対する百分比である。

第5表 民事調停等新受事件数

(高・地・簡)

区分 年	第一審訴訟 新受件数 A	督促手続, 起訴前の和解 新受件数 B	民事調停 新受件数 C	A+B+C D	C/D (%)	A/D (%)
平成26年	473,885	251,665	43,862	769,412	5.7	61.6
平成27年	477,164	239,329	40,760	757,253	5.4	63.0
平成28年	485,635	277,947	39,191	802,773	4.9	60.5
平成29年	493,213	298,841	35,939	827,993	4.3	59.6
平成30年	489,209	331,651	34,019	854,879	4.0	57.2
令和元年	487,643	306,636	32,919	827,198	4.0	59.0
令和2年	450,808	237,247	30,723	718,778	4.3	62.7
令和3年	460,658	232,833	31,870	725,361	4.4	63.5
令和4年	459,728	234,278	34,073	728,079	4.7	63.1
令和5年	519,591	245,495	29,612	794,698	3.7	65.4

(注) 1 「第一審訴訟新受件数」には、少額訴訟の新受件数を含む。

2 「第一審訴訟新受件数」には、地裁第一審行政訴訟、人事訴訟、高裁第一審訴訟の各新受件数を含まない。

第6表 民事調停新受事件数－事件の種類別

(高・地・簡)

種別 年	総数	一般	商事	宅地建物	地代借賃	農事	鉱害	交通	公害等	特定
平成26年	43,862	26,008	6,602	4,638	851	204	0	2,950	89	3,371
	(100.0%)	(59.3%)	(15.1%)	(10.6%)	(1.9%)	(0.5%)	(0.0%)	(6.7%)	(0.2%)	(7.7%)
平成27年	40,760	23,699	6,230	4,439	885	192	0	3,022	100	3,078
	(100.0%)	(58.1%)	(15.3%)	(10.9%)	(2.2%)	(0.5%)	(0.0%)	(7.4%)	(0.2%)	(7.6%)
平成28年	39,191	22,891	5,903	4,343	917	184	0	2,676	104	3,090
	(100.0%)	(58.4%)	(15.1%)	(11.1%)	(2.3%)	(0.5%)	(0.0%)	(6.8%)	(0.3%)	(7.9%)
平成29年	35,939	20,797	5,019	4,149	907	147	0	2,349	84	3,394
	(100.0%)	(57.9%)	(14.0%)	(11.5%)	(2.5%)	(0.4%)	(0.0%)	(6.5%)	(0.2%)	(9.4%)
平成30年	34,019	19,351	4,615	4,198	1,048	128	0	2,288	76	3,363
	(100.0%)	(56.9%)	(13.6%)	(12.3%)	(3.1%)	(0.4%)	(0.0%)	(6.7%)	(0.2%)	(9.9%)
令和元年	32,919	18,395	4,716	4,469	1,258	158	0	2,114	75	2,992
	(100.0%)	(55.9%)	(14.3%)	(13.6%)	(3.8%)	(0.5%)	(0.0%)	(6.4%)	(0.2%)	(9.1%)
令和2年	30,723	18,213	4,014	3,896	969	97	0	2,035	47	2,421
	(100.0%)	(59.3%)	(13.1%)	(12.7%)	(3.2%)	(0.3%)	(0.0%)	(6.6%)	(0.2%)	(7.9%)
令和3年	31,870	19,612	4,018	3,884	1,160	109	0	1,922	54	2,271
	(100.0%)	(61.5%)	(12.6%)	(12.2%)	(3.6%)	(0.3%)	(0.0%)	(6.0%)	(0.2%)	(7.1%)
令和4年	34,073	21,061	3,822	4,270	1,636	133	0	2,158	41	2,588
	(100.0%)	(61.8%)	(11.2%)	(12.5%)	(4.8%)	(0.4%)	(0.0%)	(6.3%)	(0.1%)	(7.6%)
令和5年	29,612	18,522	3,577	4,109	1,517	107	0	1,227	39	2,031
	(100.0%)	(62.5%)	(12.1%)	(13.9%)	(5.1%)	(0.4%)	(0.0%)	(4.1%)	(0.1%)	(6.9%)

(注) 1 地代借賃増減調停事件及び特定調停事件には、高裁の事件数を含まない。

2 各欄の下段は、総数に対する百分比を示したものである。

3 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第7表 債務の調整に関する調停事件新受事件数

(簡)

種別 年	民事調停 事件総数	債務の調整に関する調停事件			
		うち特定	うち貸金業	うち信販	合 計
令和元年	29,764	2,959	1,152	983	5,094 (17.1%)
令和2年	26,390	2,403	1,085	949	4,437 (16.8%)
令和3年	25,477	2,231	1,394	1,056	4,681 (18.4%)
令和4年	25,789	2,569	1,569	1,076	5,214 (20.2%)
令和5年	25,310	2,029	1,986	1,127	5,142 (20.3%)

(注) 1 貸金業関係及び信販関係の新受件数は、一般調停事件及び商事調停事件として申し立てられた件数である。

2 信販業者を当事者とする貸金債権に関する事件の場合、信販関係と貸金業関係に重ねて計上される場合がある。

3 合計欄の百分比は、民事調停総新受件数に占める割合である。

第8表 民事調停既済事件数一事件の種類及び終局区分別(令和5年)

(地・簡)

区分 種別	総数		調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)
総 数	30,156	100.0	8,138	27.0	8,232	27.3	10,067	33.4	3,018	10.0	701	2.3
一般	18,833	100.0	4,484	23.8	4,833	25.7	7,484	39.7	1,600	8.5	432	2.3
商 事	3,547	100.0	1,158	32.6	984	27.7	985	27.8	277	7.8	143	4.0
宅地建物	4,187	100.0	1,489	35.6	1,887	45.1	269	6.4	483	11.5	59	1.4
農 事	104	100.0	28	26.9	39	37.5	8	7.7	18	17.3	11	10.6
鉱 害	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
交 通	1,307	100.0	606	46.4	309	23.6	223	17.1	160	12.2	9	0.7
公 害 等	48	100.0	13	27.1	30	62.5	0	-	4	8.3	1	-
特 定	2,130	100.0	360	16.9	150	7.0	1,098	51.5	476	22.3	46	2.2

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第9表 民事調停既済事件数一終局区分別

(地・簡)

区分 年	総件数	調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
		件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)
平成26年	47,429	13,697	28.9	11,807	24.9	10,862	22.9	7,175	15.1	844	1.8
平成27年	44,385	13,160	29.6	10,568	23.8	9,664	21.8	5,983	13.5	876	2.0
平成28年	40,251	12,827	31.9	10,686	26.5	9,060	22.5	6,047	15.0	1,004	2.5
平成29年	39,624	11,982	30.2	9,882	24.9	8,415	21.2	4,713	11.9	986	2.5
平成30年	35,978	11,239	31.2	9,404	26.1	8,073	22.4	4,538	12.6	847	2.4
令和元年	34,101	10,608	31.1	9,654	28.3	7,478	21.9	4,185	12.3	810	2.4
令和2年	32,735	8,497	26.0	8,499	26.0	9,168	28.0	3,708	11.3	797	2.4
令和3年	30,669	10,150	33.1	8,690	28.3	10,096	32.9	3,381	11.0	724	2.4
令和4年	33,041	12,047	36.5	8,274	25.0	10,169	30.8	3,197	9.7	637	1.9
令和5年	30,156	8,138	27.0	8,232	27.3	10,067	33.4	3,018	10.0	701	2.3

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第10表 民事調停既済事件数一審理期間別

(地・簡)

区分 年	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年内	2年内	2年を超える	平均審理 期間(月)
		件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	
令和元年	32,735	6,692	7,797	5,611	7,491	3,685	1,194	265	3.9
	(100.0%)	(20.4%)	(23.8%)	(17.1%)	(22.9%)	(11.3%)	(3.6%)	(0.8%)	
令和2年	30,669	8,373	4,990	4,210	7,005	4,380	1,435	276	4.2
	(100.0%)	(27.3%)	(16.3%)	(13.7%)	(22.8%)	(14.3%)	(4.7%)	(0.9%)	
令和3年	33,041	10,727	5,656	4,517	6,528	3,526	1,717	370	3.9
	(100.0%)	(32.5%)	(17.1%)	(13.7%)	(19.8%)	(10.7%)	(5.2%)	(1.1%)	
令和4年	34,324	12,996	6,001	4,417	6,020	3,122	1,332	436	3.5
	(100.0%)	(37.9%)	(17.5%)	(12.9%)	(17.5%)	(9.1%)	(3.9%)	(1.3%)	
令和5年	30,156	9,803	5,548	4,048	6,099	3,129	1,247	282	3.7
	(100.0%)	(32.5%)	(18.4%)	(13.4%)	(20.2%)	(10.4%)	(4.1%)	(0.9%)	

(注) 1 令和元年から令和4年までの欄の下段及び令和5年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。
3 令和5年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第11表 民事調停既済事件数－実施回数別

(地・簡)

区分 年	総数	実施 しない	1回	2回	3回	4～5回	6～10回	11回 以上	平均実施 回数
令和元年	32,735 (100.0%)	6,546 (20.0%)	9,729 (29.7%)	7,069 (21.6%)	3,795 (11.6%)	3,331 (10.2%)	1,825 (5.6%)	440 (1.3%)	2.1
令和2年	30,669 (100.0%)	8,487 (27.7%)	8,503 (27.7%)	6,035 (19.7%)	3,099 (10.1%)	2,698 (8.8%)	1,481 (4.8%)	366 (1.2%)	1.9
令和3年	33,041 (100.0%)	9,142 (27.7%)	9,407 (28.5%)	5,968 (18.1%)	3,202 (9.7%)	2,985 (9.0%)	1,885 (5.7%)	452 (1.4%)	2.0
令和4年	34,324 (100.0%)	9,085 (26.5%)	12,200 (35.5%)	5,421 (15.8%)	2,932 (8.5%)	2,634 (7.7%)	1,574 (4.6%)	478 (1.4%)	1.8
令和5年	30,156 (100.0%)	9,389 (31.1%)	8,174 (27.1%)	5,241 (17.4%)	2,722 (9.0%)	2,704 (9.0%)	1,518 (5.0%)	408 (1.4%)	1.8

(注) 1 令和元年から令和4年までの欄の下段及び令和5年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

3 令和5年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第12表 民事調停既済事件数－事件の種類及び審理期間別(令和5年)

(地・簡)

区分 種別	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理 期間 (月)
総 数	30,156 (100.0%)	9,803 (32.5%)	5,548 (18.4%)	4,048 (13.4%)	6,099 (20.2%)	3,129 (10.4%)	1,247 (4.1%)	282 (0.9%)	3.7
一 般	18,833 (100.0%)	8,162 (43.3%)	3,096 (16.4%)	2,148 (11.4%)	3,107 (16.5%)	1,476 (7.8%)	672 (3.6%)	172 (0.9%)	3.2
商 事	3,547 (100.0%)	810 (22.8%)	1,062 (29.9%)	545 (15.4%)	551 (15.5%)	308 (8.7%)	209 (5.9%)	62 (1.7%)	4.1
宅地建物	4,187 (100.0%)	366 (8.7%)	624 (14.9%)	605 (14.4%)	1,370 (32.7%)	966 (23.1%)	236 (5.6%)	20 (0.5%)	5.3
農 事	104 (100.0%)	13 (12.5%)	23 (22.1%)	14 (13.5%)	32 (30.8%)	16 (15.4%)	6 (5.8%)	0 (0.0%)	4.5
鉱 害	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	-
交 通	1,307 (100.0%)	360 (27.5%)	148 (11.3%)	127 (9.7%)	296 (22.6%)	242 (18.5%)	108 (8.3%)	26 (2.0%)	5.4
公 害 等	48 (100.0%)	1 (2.1%)	10 (20.8%)	7 (14.6%)	18 (37.5%)	10 (20.8%)	0 (0.0%)	2 (4.2%)	6.3
特 定	2,130 (100.0%)	91 (4.3%)	585 (27.5%)	602 (28.3%)	725 (34.0%)	111 (5.2%)	16 (0.8%)	0 (0.0%)	3.3

(注) 1 各欄の下段は、総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第13表 調停に代わる決定事件数－事件の種類別

(地・簡)

区分 年	総数	一般	商事	宅地建物	地代借賃	農事	鉱害	交通	公害等	特定
平成26年	10,862	6,890	1,737	196	18	2	0	110	1	1,926
	164	85	16	17	5	0	0	10	0	36
	(1.5%)	(1.2%)	(0.9%)	(8.7%)	(27.8%)	(0.0%)	-	(9.1%)	(0.0%)	(1.9%)
平成27年	9,664	5,847	1,667	236	28	1	0	128	1	1,784
	129	63	14	19	8	0	0	11	1	21
	(1.3%)	(1.1%)	(0.8%)	(8.1%)	(28.6%)	(0.0%)	-	(8.6%)	(100.0%)	(1.2%)
平成28年	9,060	5,650	1,419	193	40	6	0	110	0	1,682
	159	86	17	25	18	1	0	7	0	23
	(1.8%)	(1.5%)	(1.2%)	(13.0%)	(45.0%)	(16.7%)	-	(6.4%)	-	(1.4%)
平成29年	8,415	5,477	1,058	170	22	4	0	111	0	1,595
	129	80	12	12	4	0	0	9	0	16
	(1.5%)	(1.5%)	(1.1%)	(7.1%)	(18.2%)	(0.0%)	-	(8.1%)	-	(1.0%)
平成30年	8,073	5,051	905	171	26	1	0	123	0	1,822
	141	86	13	13	6	0	0	10	0	19
	(1.7%)	(1.7%)	(1.4%)	(7.6%)	(23.1%)	(0.0%)	-	(8.1%)	-	(1.0%)
令和元年	7,478	4,719	842	227	19	3	0	137	1	1,549
	132	85	6	13	3	0	0	5	1	22
	(1.8%)	(1.8%)	(0.7%)	(5.7%)	(15.8%)	(0.0%)	-	(3.6%)	-	(1.4%)
令和2年	9,168	6,199	1,052	273	32	7	0	350	1	1,286
	117	74	9	12	4	0	0	5	0	17
	(1.3%)	(1.2%)	(0.9%)	(4.4%)	(12.5%)	(0.0%)	-	(1.4%)	(0.0%)	(1.3%)
令和3年	10,096	7,148	1,061	288	33	2	0	315	0	1,282
	206	146	19	21	4	0	0	10	0	10
	(2.0%)	(2.0%)	(1.8%)	(7.3%)	(12.1%)	(0.0%)	-	(3.2%)	-	(0.8%)
令和4年	10,169	7,095	973	288	36	5	0	287	0	1,521
	169	118	21	9	2	0	0	7	0	14
	(1.7%)	(1.7%)	(2.2%)	(3.1%)	(5.6%)	(0.0%)	-	(2.4%)	-	(0.9%)
令和5年	10,067	7,484	985	269	28	8	0	223	0	1,098
	181	138	19	13	3	1	0	5	0	5
	(1.8%)	(1.8%)	(1.9%)	(4.8%)	(10.7%)	(12.5%)	-	(2.2%)	-	(0.5%)

(注) 各欄中段の数字は異議申立件数、下段の数字は異議申立率(%)である。

3 家事調停事件関係

第14表 家事調停事件等新受事件数

(高・家)

年	調停		審判		人事訴訟	
	新受件数	指 数	新受件数	指 数	(第一審)新受件数	指 数
平成26年	137,240	100.0	730,613	100.0	10,527	100.0
平成27年	140,881	102.7	784,094	107.3	10,338	98.2
平成28年	140,721	102.5	835,721	114.4	10,004	95.0
平成29年	139,352	101.5	863,886	118.2	9,827	93.4
平成30年	135,830	99.0	883,005	120.9	9,272	88.1
令和元年	136,433	99.4	907,803	124.3	9,042	85.9
令和2年	131,019	95.5	926,834	126.9	8,568	81.4
令和3年	132,677	96.7	967,419	132.4	10,094	95.9
令和4年	123,884	90.3	976,089	133.6	8,985	85.4
令和5年	126,354	92.1	1,007,590	137.9	8,830	83.9

(注) 指数は、平成26年の新受件数に対する百分比である。

第15表 家事調停新受事件数—事件の種類別

(家)

種別	年	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
総	数	136,358	100.0	130,936	96.0	132,556	97.2	123,760	90.8	126,185	92.5
総	数	81,794	100.0	79,651	97.4	82,600	101.0	77,054	94.2	79,220	96.9
夫婦同居・協力扶助		75	100.0	62	82.7	82	109.3	83	110.7	85	113.3
婚姻費用分担		22,618	100.0	22,648	100.1	22,271	98.5	20,867	92.3	21,574	95.4
子の監護に関する処分		35,251	100.0	34,481	97.8	37,221	105.6	33,261	94.4	33,299	94.5
うち監護者指定		2,431	100.0	2,244	92.3	2,291	94.2	2,073	85.3	2,034	83.7
うち養育費		17,648	100.0	17,655	100.0	19,123	108.4	16,912	95.8	17,264	97.8
うち面会交流		13,534	100.0	12,929	95.5	14,127	104.4	12,876	95.1	12,577	92.9
うち子の引渡し		1,576	100.0	1,578	100.1	1,610	102.2	1,340	85.0	1,370	86.9
財産分与		1,809	100.0	1,746	96.5	1,833	101.3	1,674	92.5	1,879	103.9
親権者指定・変更		5,930	100.0	5,521	93.1	5,160	87.0	4,394	74.1	4,318	72.8
扶養		491	100.0	448	91.2	478	97.4	451	91.9	484	98.6
遺産分割等		13,801	100.0	12,757	92.4	13,564	98.3	14,371	104.1	15,750	114.1
寄与分を定める処分		574	100.0	524	91.3	584	101.7	590	102.8	546	95.1
特別の寄与に関する処分		4	100.0	298	7,450.0	243	6,075.0	273	6,825.0	255	6,375.0
請求すべき按分割合に関する処分		1,063	100.0	990	93.1	982	92.4	887	83.4	847	79.7
その他の		178	100.0	176	98.9	182	102.2	203	114.0	183	102.8
総	数	51,284	100.0	48,209	94.0	46,977	91.6	44,132	86.1	44,470	86.7
婚姻中の夫婦間の事件		43,492	100.0	41,037	94.4	39,886	91.7	37,528	86.3	37,674	86.6
婚姻外の男女間の事件		175	100.0	142	81.1	206	117.7	157	89.7	191	109.1
離婚等に基づく慰謝料		437	100.0	396	90.6	392	89.7	344	78.7	302	69.1
親族間の紛争		2,067	100.0	1,722	83.3	1,751	84.7	1,761	85.2	1,768	85.5
離縁		1,127	100.0	1,090	96.7	1,216	107.9	923	81.9	1,067	94.7
その他の		3,986	100.0	3,822	95.9	3,526	88.5	3,419	85.8	3,468	87.0
総	数	3,280	100.0	3,076	93.8	2,979	90.8	2,574	78.5	2,495	76.1
協議離婚無効・取消し		411	100.0	391	95.1	339	82.5	282	68.6	322	78.3
認知		1,406	100.0	1,377	97.9	1,387	98.6	1,233	87.7	1,189	84.6
嫡出否認		456	100.0	450	98.7	375	82.2	290	63.6	303	66.4
親子関係不存在確認		622	100.0	513	82.5	509	81.8	434	69.8	385	61.9
その他の		385	100.0	345	89.6	369	95.8	335	87.0	296	76.9

(注) 指数は、令和元年の当該事件に対する百分比である。

第16表 家事調停既済事件数一終局区分別

(家)

区分 年	総件数	調停成立		調停不成立		合意に相当する審判		調停に代わる審判		取下げ		その他	
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
平成26年	137,258	73,138	53.3	25,564	18.6	1,984	1.4	2,416	1.8	29,758	21.7	4,398	3.2
平成27年	137,601	73,042	53.1	24,742	18.0	1,899	1.4	3,628	2.6	29,476	21.4	4,814	3.5
平成28年	138,701	73,230	52.8	24,799	17.9	2,059	1.5	4,751	3.4	28,568	20.6	5,294	3.8
平成29年	137,194	72,032	52.5	23,875	17.4	1,933	1.4	5,519	4.0	28,145	20.5	5,690	4.1
平成30年	134,079	69,690	52.0	23,163	17.3	1,830	1.4	6,936	5.2	26,743	19.9	5,717	4.3
令和元年	130,519	66,385	50.9	22,517	17.3	1,796	1.4	8,045	6.2	25,609	19.6	6,167	4.7
令和2年	124,346	59,529	47.9	22,552	18.1	1,528	1.2	9,592	7.7	25,145	20.2	6,000	4.8
令和3年	139,190	65,871	47.3	27,402	19.7	1,693	1.2	12,635	9.1	25,068	18.0	6,521	4.7
令和4年	125,428	58,114	46.3	24,848	19.8	1,436	1.1	12,808	10.2	21,948	17.5	6,274	5.0
令和5年	124,332	56,942	45.8	24,824	20.0	1,276	1.0	13,451	10.8	21,486	17.3	6,353	5.1

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第17表 家事調停既済事件数—事件の種類及び終局区分別(令和5年)

区分別		既済総数	調停成立	調停不成立	取下げ	合意に相当する審判	調停に代わる審判	その他
総	数	124,332 (100.0)	56,942 (45.8)	24,824 (20.0)	21,486 (17.3)	1,276 (1.0)	13,451 (10.8)	6,353 (5.1)
別	総数	77,666 (100.0)	38,970 (50.2)	11,453 (14.7)	13,679 (17.6)	0 (0.0)	8,781 (11.3)	4,783 (6.2)
表	夫婦同居・協力扶助	89 (100.0)	8 (9.0)	25 (28.1)	45 (50.6)	0 (0.0)	2 (2.2)	9 (10.1)
第	婚姻費用分担	21,175 (100.0)	11,067 (52.3)	3,355 (15.8)	4,166 (19.7)	0 (0.0)	1,598 (7.5)	989 (4.7)
二	子の監護に関する処分	33,516 (100.0)	17,220 (51.4)	5,489 (16.4)	5,881 (17.5)	0 (0.0)	2,311 (6.9)	2,615 (7.8)
調	うち監護者の指定	2,114 (100.0)	635 (30.0)	542 (25.6)	546 (25.8)	0 (0.0)	78 (3.7)	313 (14.8)
停	うち養育費	16,877 (100.0)	9,615 (57.0)	2,633 (15.6)	2,253 (13.3)	0 (0.0)	1,413 (8.4)	963 (5.7)
	うち面会交流	13,049 (100.0)	6,609 (50.6)	1,931 (14.8)	2,691 (20.6)	0 (0.0)	784 (6.0)	1,034 (7.9)
	うち子の引渡し	1,417 (100.0)	338 (23.9)	375 (26.5)	376 (26.5)	0 (0.0)	33 (2.3)	295 (20.8)
	財産分与	1,716 (100.0)	923 (53.8)	301 (17.5)	346 (20.2)	0 (0.0)	73 (4.3)	73 (4.3)
	親権者指定期間変更	4,366 (100.0)	2,609 (59.8)	400 (9.2)	815 (18.7)	0 (0.0)	310 (7.1)	232 (5.3)
	扶養	467 (100.0)	134 (28.7)	120 (25.7)	129 (27.6)	0 (0.0)	39 (8.4)	45 (9.6)
	遺産分割等	14,489 (100.0)	6,165 (42.5)	1,429 (9.9)	1,969 (13.6)	0 (0.0)	4,199 (29.0)	727 (5.0)
	寄与分を定める処分	564 (100.0)	210 (37.2)	174 (30.9)	101 (17.9)	0 (0.0)	44 (7.8)	35 (6.2)
	特別の寄与に関する処分	239 (100.0)	55 (23.0)	32 (13.4)	114 (47.7)	0 (0.0)	14 (5.9)	24 (10.0)
	請求すべき接分割合に関する処分	854 (100.0)	524 (61.4)	86 (10.1)	81 (9.5)	0 (0.0)	141 (16.5)	22 (2.6)
	その他の	191 (100.0)	55 (28.8)	42 (22.0)	32 (16.8)	0 (0.0)	50 (26.2)	12 (6.3)
一	総数	44,079 (100.0)	17,958 (40.7)	12,826 (29.1)	7,193 (16.3)	3 (0.0)	4,665 (10.6)	1,434 (3.3)
般	婚姻中の夫婦間の事件	37,308 (100.0)	15,740 (42.2)	10,314 (27.6)	5,727 (15.4)	1 (0.0)	4,321 (11.6)	1,205 (3.2)
調	婚姻外の男女間の事件	204 (100.0)	76 (37.3)	60 (29.4)	50 (24.5)	0 (0.0)	4 (2.0)	14 (6.9)
停	親族間の紛争	1,811 (100.0)	381 (21.0)	823 (45.4)	518 (28.6)	0 (0.0)	17 (0.9)	72 (4.0)
	その他の	4,756 (100.0)	1,761 (37.0)	1,629 (34.3)	898 (18.9)	2 (0.0)	323 (6.8)	143 (3.0)
	合意に相当する審判事件	2,587 (100.0)	14 (0.5)	545 (21.1)	614 (23.7)	1,273 (49.2)	5 (0.2)	136 (5.3)

(注) 1 各欄下段の数字は、当該事件の既済総数に対する百分比である。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第18表 調停に代わる審判がされた事件数－事件の種類別

(家)

種別	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数		8,045	9,592	12,635	12,808	13,451
		1,081	1,242	1,393	1,404	1,460
別表 第二調停	夫婦同居・協力扶助	0 1	1 1	1 0	1 1	2 0
	婚姻費用分担	842 249	1,100 325	1,521 343	1,439 312	1,598 354
	子の監護に関する処分	1,764 428	1,909 500	2,388 523	2,585 594	2,311 605
	財産分与	35 14	66 13	79 19	61 16	73 21
	親権者指定期更	386 25	426 24	385 27	339 24	310 20
	扶養	18 12	24 4	26 7	27 10	39 10
	遺産分割等	3,096 236	3,171 254	3,893 308	3,812 280	4,199 254
	寄与分を定める処分	73 4	68 13	73 10	48 16	44 16
	特別の寄与に関する処分	0 0	3 0	4 1	10 0	14 8
	請求すべき按分割合に関する処分	111 12	133 11	160 6	135 8	141 7
一般調停	婚姻中の夫婦間の事件	1,481 86	2,416 84	3,731 128	4,040 126	4,321 146
	婚姻外の男女間の事件	1 0	0 0	2 0	1 0	4 1
	離婚等に基づく慰謝料	4 1	3 0	5 1	5 0	9 0
	親族間の紛争	20 2	18 0	27 1	15 1	17 0
	離縁	110 7	147 5	188 9	184 4	219 2

(注) 各欄下段の括弧内の数字は、当該事件の異議申立件数である。

第19表 家事調停既済事件数一審理期間別

(家)

区分 年	総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理 期間(月)
平成30年	130,519	10,788	36,048	41,911	33,020	11,046	1,266	6.0
	(100.0%)	(8.3%)	(27.6%)	(32.1%)	(25.3%)	(8.5%)	(1.0%)	
令和元年	124,346	10,107	33,773	40,170	32,888	12,142	1,439	6.3
	(100.0%)	(8.1%)	(27.2%)	(32.3%)	(26.4%)	(9.8%)	(1.2%)	
令和2年	139,190	9,121	25,327	35,466	37,422	15,187	1,823	7.2
	(100.0%)	(6.6%)	(18.2%)	(25.5%)	(26.9%)	(10.9%)	(1.3%)	
令和3年	125,428	9,919	30,267	39,543	37,532	19,047	2,882	7.4
	(100.0%)	(7.9%)	(24.1%)	(31.5%)	(29.9%)	(15.2%)	(2.3%)	
令和4年	124,332	9,260	27,294	36,515	34,354	15,229	2,776	7.2
	(100.0%)	(7.4%)	(22.0%)	(29.4%)	(27.6%)	(12.2%)	(2.2%)	
令和5年	124,332	9,414	26,739	36,084	34,218	15,453	2,424	7.2
	(100.0%)	(7.6%)	(21.5%)	(29.0%)	(27.5%)	(12.4%)	(1.9%)	

(注) 1 欄の下段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第20表 家事調停事件の平均審理期間(月)

(家)

区分 年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
既 済 事 件	全調停事件	5.3	5.3	5.5	5.8	6.0	6.3	7.2	7.4	7.2
	別表第二調停	5.7	5.7	5.8	6.0	6.4	6.7	7.5	7.7	7.6
	別表第二以外の調停	5.0	5.0	5.1	5.4	5.6	5.7	6.7	6.8	6.5
未 済 事 件	全調停事件	5.0	5.1	5.2	5.4	5.6	5.9	6.8	6.6	6.5
	別表第二調停	5.6	5.6	5.7	5.9	6.2	6.4	7.3	7.0	7.0
	別表第二以外の調停	4.2	4.2	4.4	4.6	4.7	5.1	5.9	5.6	5.7

4 各裁判所調停事件数

第21表 各地方裁判所民事調停事件数(令和5年)

裁判所	新受	既済	未済
総 数	4,249	4,362	1,166
東京	685	706	405
横浜	134	140	72
さいたま	56	70	12
千葉	46	54	32
水戸	47	53	22
宇都宮	25	24	9
前橋	30	33	9
静岡	93	98	19
甲府	5	5	0
長野	35	40	3
新潟	31	29	13
大阪	618	637	189
京都	215	215	59
神戸	242	242	27
奈良	50	49	7
大津	51	49	3
和歌山	16	12	6
名古屋	206	216	70
岐阜	31	31	4
福井	39	40	9
金沢	35	32	7
富山	13	16	2
高岡	27	25	7
山口	59	56	8
岡山	33	33	11
鳥取	64	59	12
松江	5	4	1
広島	23	26	7
福岡	465	472	31
佐賀	49	49	1
長崎	42	40	5
大分	43	45	0
熊本	85	86	16
鹿児島	91	83	18
宮崎	49	49	1
那覇	118	120	5
仙台	93	98	5
福島	63	70	4
山形	10	12	1
盛岡	12	18	2
秋田	9	8	1
青森	32	35	1
札幌	61	64	26
函館	9	9	0
旭川	12	14	3
釧路	18	18	2
高松	20	21	3
徳島	12	11	7
高知	16	16	5
松山	26	30	4

第22表 各地方裁判所管内別簡易裁判所民事調停事件数(令和5年)

裁判所	新受	既済	未済
総数	25,310	25,794	6,677
東京 横浜 さいたま 千葉 水戸 宇都宮 前橋 静岡 甲府 長野 新潟	4,245	4,276	1,305
	993	1,023	343
	684	710	204
	763	724	240
	313	334	97
	253	279	70
	279	269	86
	630	625	202
	127	125	32
	437	445	115
	291	317	88
大阪 京都 神戸 奈良 大津 和歌	2,314	2,446	656
	505	516	160
	940	1,012	306
	178	199	49
	316	349	50
	124	120	47
名古屋 岐阜 福井 金沢 富山	2,186	2,243	377
	298	325	48
	526	510	107
	119	119	38
	161	173	37
	187	194	31
広島 山口 岡山 鳥取 松江	422	425	123
	299	273	85
	430	448	127
	157	157	28
	134	135	31
福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 鹿児 宮崎 那覇	1,370	1,368	233
	156	176	29
	270	278	48
	394	387	94
	352	373	88
	323	302	79
	254	257	44
	464	474	120
仙台 福島 山形 盛岡 秋田 青森	474	484	151
	360	358	69
	203	213	32
	194	198	49
	131	147	21
	204	204	46
札幌 函館 旭川 釧路	675	613	213
	62	59	10
	117	114	23
	164	157	33
高松 徳島 高知 松山	209	211	61
	189	178	57
	112	133	23
	322	339	72

第23表 各家庭裁判所家事調停事件数(令和5年)

裁判所	新受	既済	未済
総 数	126,185	124,332	70,745
東京	14,628	14,104	10,610
横浜	8,879	8,988	5,347
さいたま	6,856	6,733	3,947
千葉	5,965	6,181	3,292
水戸	2,586	2,566	1,352
宇都宮	1,858	1,810	991
前橋	2,067	1,947	1,143
静岡	3,641	3,495	1,929
甲府	886	872	449
長野	2,089	2,043	1,042
新潟	1,709	1,766	827
大阪	9,042	9,142	5,222
京都	2,618	2,511	1,536
神戸	5,560	5,382	3,286
奈良	1,222	1,248	837
大津	1,470	1,416	828
和歌山	1,000	1,071	488
名古屋	7,783	7,556	4,409
津	1,781	1,681	972
岐阜	1,942	1,877	990
福井	633	640	320
金沢	1,124	1,069	490
富山	884	895	382
広島	3,015	2,954	1,625
山口	1,445	1,376	723
岡山	2,259	2,235	1,125
鳥取	570	583	261
松江	544	577	239
福岡	5,477	5,329	3,106
佐賀	859	813	473
長崎	1,229	1,205	539
大分	1,124	1,063	634
熊本	2,098	2,229	872
鹿児島	1,759	1,770	899
宮崎	1,126	1,135	490
那覇	1,813	1,794	1,065
仙台	2,242	2,041	1,208
福島	1,853	1,785	793
山形	820	959	366
盛岡	980	980	429
秋田	681	701	288
青森	1,090	1,046	439
札幌	3,462	3,315	1,796
函館	361	349	138
旭川	535	537	183
釧路	871	806	374
高松	1,103	1,127	559
徳島	744	707	467
高知	608	573	349
山口	1,294	1,350	616

家事調停手続におけるウェブ会議の実施件数（各月版）

	婚姻関係事件	子の監護事件	遺産分割事件	その他	合計
令和3年12月	19	5	4	1	29
令和4年1月	40	12	5	3	60
2月	67	16	6	4	93
3月	93	24	19	6	142
4月	88	31	15	6	140
5月	82	26	15	4	127
6月	136	34	21	9	200
7月	124	41	24	12	201
8月	99	34	28	11	172
9月	159	57	36	12	264
10月	177	52	48	20	297
11月	274	74	60	21	429
12月	259	96	77	24	456
令和5年1月	306	90	100	23	519
2月	359	106	111	27	603
3月	392	113	143	34	682
4月	375	129	132	34	670
5月	407	112	141	36	696
6月	459	146	169	45	819
7月	442	118	191	41	792
8月	381	102	151	27	661
9月	524	176	236	59	995
10月	530	156	253	60	999
11月	542	162	265	65	1034
12月	563	191	285	68	1107
令和6年1月	609	214	321	83	1227
2月	674	226	360	125	1385
3月	633	239	385	159	1416
合計	8813	2782	3601	1019	16215

(令和6年4月17日時点で報告された件数(速報値))

【補足説明】

- 各事件類型の具体的範囲は、次のとおり。
 - ・「婚姻関係事件」とは、夫婦同居及び協力扶助(令和4年2月分までは「その他」として集計)、婚姻費用分担(生活費又は婚姻中の養育費を含む。)、夫婦間関係調整、離婚などのほか、婚姻中の夫婦間の紛争一切である。
 - ・「子の監護事件」とは、家事事件手続法別表第二の3項に掲げる事項のうち、子の養育費請求、面会交流、子の引渡し、監護者の指定事件及び同法別表第二の10項に掲げる事項のうち、未成年者の扶養料の請求(令和4年2月分までは「その他」として集計)事件である。
 - ・「遺産分割事件」とは、家事事件手続法別表第二の12項に掲げる遺産の分割に関する事件である。
 - ・「その他」は上記の各事件以外の事件を対象とする。
- 複数の事件が関連事件として同時にウェブ会議によって実施された場合は、最初に申し立てられた事件の事件番号を基準に事件類型を計上している。
- 件数は、期日等を基準にカウントしている(例: α事件が3月3日と3月29日にそれぞれウェブ会議を実施した場合は2件とカウントする。)。
- ウェブ会議の件数は、手続の別(期日、事実上の打合せ等)を問わず計上している。